

(2) 地域包括支援センターの未設置市町村における経過措置について

専門職の確保が困難である等の事情により平成18年度当初から地域包括支援センターが設置できない市町村において、在宅介護支援センターを活用しながら、地域包括支援センターの円滑な設置につなげていくことができるよう、平成18年度予算案においては、在宅介護支援センターに対する経過的補助金を計上しているところである。

各都道府県におかれましては、本補助金を活用し、地域包括支援センターの設置に向けた準備が円滑に進められるよう、管内市区町村に周知いただくとともに、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、現時点で想定している事業実施要綱（案）を別記のとおりお示しするので、これを参考に協議の準備等を進められたい。

また、介護保険法施行令の一部改正において、包括的支援事業の一括委託の例外として、総合相談支援事業のみを委託することができる旨の経過措置を設けることとしている。

別記

地域包括支援センターの未設置市町村における経過措置事業実施要綱（案）

1 目的

地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）における専門職の確保が困難等の事情により、平成18年度当初から包括センターを設置できない市町村において、在宅介護支援センターを活用しながら、包括センターの円滑な設置につなげることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

ただし、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者（以下「支援センターの設置者」という。）に委託して実施するものとする。

なお、事業の委託に当たっては、利用者の利便性等を考慮して委託するものとする。

3. 対象者

この事業の対象者は、原則として、介護保険法第9条に定める被保険者とする。

4. 事業内容

支援センターの設置者は、市町村から委託を受け、当該市町村に包括センターが設置されるまでの間、介護保険法第115条の38第1項第3号に掲げる事業を実施するものとする。

ア 地域におけるネットワークの構築

効率的・効果的な事業実施を図るため、地域における様々な関係者との新たなネットワークの構築や既存のネットワークの再構築などを図ること。

イ 実態把握

上記アにより構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

ウ 総合相談

（ア）初期段階の相談対応

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的又は緊急の対応の必要性を判断すること。

適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

（イ）継続的・専門的な相談支援

上記（ア）の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を作成すること。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

エ 市町村への情報提供等

支援センターの設置者は、包括センターの円滑な移行のため、市町村の指示に従い、その受託業務に関し、作成した個別の支援計画等の一切の書類及び必要な情報を提供すること。

5. 利用料

原則として無料とすること。

6. 留意事項

ア 利用者の利用度の高い時間や夜間等の緊急時の相談に備え、併設施設等の機能との連携等により、相談体制の確保を図ること。

イ 総合相談支援業務の受託者若しくはその職員又はこれらの職にあったものは、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 市町村は、本事業の適性かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

エ 包括センター設置後において、利用者に対し適切かつ継続的な支援が行えるよう、市町村と在宅介護支援センターが密接な連携を図るとともに、利用者等が混乱を招かないよう広報等により十分周知すること。

※1 国庫補助基準額 1か所当たり3,300,000円以内とする（予定）。

※2 対象経費 介護保険法第115条の38第1項第3号に掲げる事業に必

要な給料、職印手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料とする。

※3 負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

(3) 低所得者の利用者負担の軽減について

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者自立支援法において、利用者の一割負担が基本となること等を踏まえ、平成18年度以降は、経過措置として実施していくこととなる。

現時点で想定している事業実施要綱（案）及びQ&Aを別記のとおりお示しするので、管内市区町村に周知いただくとともに、特段のご配慮をお願いしたい。

別記

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について

(別添1)

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図るものである。

2 実施主体

市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）

3 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、以下のとおりとする。

ア 経過措置対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であって、次のいずれかに該当し、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者として認定されていたものとする。

(ア) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス及び難病患者等ホームヘルプサービスをいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの（法施行時（平成18年4月1日）において高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者であって、65歳到達以前に障害者手帳の交付を受けているものを含む。）。

(イ) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

イ 制度移行措置対象者

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であつて、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。

(イ) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

(2) 市町村において、原則として、上記対象者について、訪問介護等利用者負担

額減額認定証を発行する。

(3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護等の事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。軽減後の利用者負担割合は、

(1) アの場合、平成18年4月1日から平成19年6月30日までの間は3%、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は6%、平成20年7月1日からは通常どおり10%とし、(1)イの場合、0%（全額免除）とする。

4 留意事項

(1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

[経過措置対象者について]

問1 平成17年6月までは減額対象となっていたが、平成17年7月以降は所得要件等の関係で対象とならなかった者は、経過措置の対象とならないのか。

(答)

平成17年度末現在で軽減措置事業の減額認定を受けていた者に対する経過措置で

あるので、対象要件は満たしてゐるが減額認定を申請していなかつた者等、それ以外の者については適用されない。

問2 平成18年4月以降、新規の減額認定申請は受付けられないが、保険者間で異動した者の取扱い如何。

(答)

異動先の保険者でも軽減措置事業を実施している場合は、経過措置を継続して取り扱って差し支えないので、保険者間で連携を取り対応されたい。

なお、異動先の保険者で軽減措置事業を実施していない場合は、経過措置の適用外となり、さらに軽減措置事業を実施している保険者に異動しても経過措置の対象とはならないので、留意されたい。

[制度移行対象者について]

問3 施設に入所していたため、ホームヘルプサービスを利用していなかつた障害者が、平成18年度以降に施設を退所し、介護保険制度の訪問介護等を利用することとなった場合、本軽減措置の対象者となり得るか。

(答)

本措置は、65歳に到達したこと（特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者を含む）により障害者施策から介護保険制度に移行した者に対する激変緩和措置であるので、65歳到達以降に介護が必要となり要介護認定を受けた者や、65歳到達以前に障害者施策におけるホームヘルプサービスを利用していなかつた者は対象とはならぬ。

また、認定に当たっては、障害福祉部局及び福祉事務所等と連携を取り、該当者について取り次ぎを依頼する等、その適用に遺漏のないよう留意されたい。

[減額認定証の取扱いについて]

問4 現在発行している減額認定証について、有効期限と対象サービスが変更になることから、再発行する必要があるか。

(答)

有効期限を平成18年6月30日まで有効なものとし、対象サービスを訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護として取り扱って差し支えないが、この場合においても、制度の内容等について、対象者、関係団体及び関係機関等にその周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

イ 社会福祉法人利用者負担軽減制度

- 平成18年4月以降の本制度の取扱について、現時点で想定している事業実施要綱（案）を別記のとおりお示しするので、管内市区町村に周知いただくとともに、特段のご配慮をお願いしたい。
- 本要綱（案）の内容は、介護保険制度改革インフォメーションVOL.45（平成17年12月26日）及びVOL.50（平成18年1月17日）でお知らせをした内容を要綱としたものであります。小規模多機能型居宅介護について、現行の軽減対象サービスの利用者が移行するというサービスの性格を勘案し、軽減の対象として追加しております。

○ 平成18年4月以降の軽減対象サービス及び費用

（1）軽減対象サービス

※下線部は4月以降追加されるサービス。

- 訪問介護 介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護
- 通所介護 介護予防通所介護

- 認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 対象となる費用

(1) のサービスにおけるサービス費、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費とする。

○ なお、利用者負担第2段階の者にかかる小規模多機能型居宅介護のサービス費の利用者負担については、高額介護サービス費により本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、本事業の軽減の対象としないこととして差し支えないこととする。

○ ユニット型個室に係る特例措置に係る事業実施要綱については、本措置の終了に伴い、平成18年3月31日をもって廃止する。

別記

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について

(別添2)

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業実施要綱

1 目的

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

- (1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。
- (2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

- (3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者うち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。
- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

- (4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者

であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

- (5) 軽減の程度は、利用者負担の $1/4$ （老齢福祉年金受給者は $1/2$ ）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。
- (6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね 1% ）を超えた部分とし、当該法人の收支状況等を踏まえ、その $1/2$ を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が 10% を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事

業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を経営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

5 税制改正に伴う特例措置

(1) 目的

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税世帯非課税者であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。こうした者のうち、利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、3(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、3(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、3(3)①中「150万円」とあるのは、「190万円」と、3(5)中「1／4（老齢福祉年金受給者は1／2）」とあるのは、「1／8」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

(別添4) 削除